

令和7年度第1回静岡県人権会議 議事録

日 時：令和7年10月31日（金）午前9時30分～午前11時35分
会 場：静岡県総合研修所もくせい会館 2階第一会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和6年度静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）の進捗状況
- (2) 静岡県人権施策推進計画（第4次改定版）の策定について

○安藤会長

皆様おはようございます。会長の安藤でございます。本日、第1回となりますが、是非、活発な御意見をいただければと思います。よろしくお願いします。時間も大変限られておりますので、円滑な進行に御協力くださいますようよろしくお願いします。

(1) 令和6年度静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）の進捗状況

それでは、「議事1 令和6年度 静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）の進捗状況」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（静岡県人権同和対策室／静岡県人権啓発センター）

それでは、静岡県人権施策推進計画の令和6年度における進捗状況につきまして説明いたします。まず、資料1を御覧願います。本県では静岡県人権施策推進計画の第3次改定版に基づいて人権施策の総合的な推進を図っているところです。この資料1は、令和6年度における人権施策に関する指標の進捗状況をとりまとめたものです。なお、関係部署の主な取組内容については、この会議の場では取り扱いませんが、参考資料としてお配りをしておりますので、別途御参照いただきたいと思います。

この進捗率の評価区分ですが、1ページの（2）下の方に個別指標の進捗評価の進捗度のとおりとなります。評価としては、目標が達成された又は進捗率が100%以上のものが「A」、目標に近い進捗率が70%以上100%未満のものを「B」、目標からやや遠い進捗率70%未満のものを「C」、進捗が見られない又は当初からマイナスのものを「D」としています。

この資料1ページ～3ページにかけて、総合指標、個別指標について、進捗評価ごとに結果をまとめております。4ページ以降は、総合指標と各分野の個別指標の進捗に関する評価と進捗率の考え方などを推進計画の施策体系別にそれぞれ記載しております。なお、世論調査のようにそれぞれの年度の結果を基準値と比較する方法と参加者数、設置数など、数値を積み上げている指標とでは、進捗度の捉え方

が若干異なる部分もありますので、補足説明を付してあるものもあります。

まず、資料1の（1）の総合指標は、「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県となっている」という指標の進捗率ですが、こちらは、県広聴広報課が例年実施している「県政世論調査」で把握しております。その結果、令和6年度は30.4%で、前年度の令和5年度の37.7%から7.3%ポイント低下しております。基準年度の令和3年度の39.5%との比較では9.1ポイント低下しており、基準値を下回っています。

低下の原因を特定するのはなかなか困難ですが、例としまして、インターネット上の不適切な投稿や様々な場面におけるハラスメント事案など、人権に関してマイナスの事柄についての報道やネット上の投稿などで見聞きすることが増えていると言えると思います。こうしたことが、県民の心証に負の影響を与えた可能性があるのではないかと推測しております。進捗率が思わしくなく、県民の人権意識の高揚に向けては更に推進が必要であるため、4ページの中段に改善に向けた方向性や取組としまして、各種の啓発事業の実施に当たりましては、年代の属性などにも留意しながら、引き続き府内の関係部署とも連携していくこと、今年度の人権週間を中心とした広報については、様々な媒体を活用し、今年度は特に、多様性が尊重された社会を目指す人権啓発を集中的に行うこととしており、「心のバリアフリー」をテーマとした広報を実施する予定であります。そして、当室・当センターが開催する講演会等を時間的制約や地理的条件などに左右されずに、より多くの方が受講しやすいよう、一定の期間を定めアーカイブ配信とすることなどを引き続き行ってまいります。

なお、総合指標「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県となっている」につきましては、2番目の議事であります推進計画の「4次改定版の策定について」の中で、別途御報告いたします。

続いて、（2）の表にあります進捗評価についての御説明です。目標を達成又は上回る「A」となったものが13指標、70%以上の「B」が4指標、そして70%未満の「C」が6指標、進捗していない又は当初の基準値よりマイナスの「D」が10指標となっております。前年度と比較しますと、A指標が1指標、C評価が2指標、D評価が3指標、それぞれ増えており、B評価の指標数が前年度と同様となっております。

個別の指標の評価等については、お時間の都合もありますので、割愛させていただきます。評価の思わしくなかった「C」や「D」の項目については、今後の対応方針や取組のほか、私ども人権啓発センターとの関わりや、関係機関等も記載しております。例えば、5ページの学校における人権教育のうち、人権教育に関する校内研修を実施した割合につきましては、全ての学校で校内研修が実施されるように教員研修を通じた働きかけや研修資料の提供などを行うこととするほか、当室としましても、学校主体の人権講座から御依頼を受けて人権啓発指導員を講師として派遣しておりますので、それも続けてまいります。

そして、当センターで例年実施しております人権啓発指導者養成講座がございま

ですが、これは県教育委員会と共に幅広い分野のテーマを設定して開催することなどを実施してまいります。また、7ページのエの「企業における人権啓発」の指標、これは当室所管ですが、こちらは企業向け人権啓発講座の受講者数が前年度から減少しております。企業や団体様など向けに行っている「企業と人権セミナー」の受講を引き続き働きかけていくほか、先ほどの教育のところでも触れましたけれども、出前人権講座の講師派遣先の企業から、他の企業様に情報共有していただいて、横展開を図るということ、そして企業主催の人権講座、そして労働局などが主催する企業向けの人権講座に、引き続き当センターの指導員を派遣してまいります。企業活動との関わりがある動きとしましては、先の審議会、9月定例会においてカスタマーハラスメントの防止条例が可決され、来年の4月から施行されることになりました。当室でも「企業と人権セミナー」においてカスタマーハラスメントに関するテーマを設定する予定です。

そして、指標の中には少しですが実績が上がったものがあります。例えば8ページですが、「県民への人権啓発」につきましては、出前人権講座に積極的に取り組んだこともあります。基準値の29,320人には達しなかったものの、前年度をわずかに上回っております。引き続き対象となります学校、企業、団体、市町などいろいろとありますので、幅広く出前人権講座を活用していただくよう努めてまいります。

その他に2ページの①の表になります。一番下に人権啓発指導者養成講座の受講者数、こちらも受講された方々の人数が増加しております。ちなみに今年度は696人となっております。従前から会議で御指摘がありましたとおり、人権尊重の意識を一気に高めていくことはなかなか困難でありますので、それぞれの分野において、引き続き府内関係担当部署を中心に地道に粘り強く、各種の人権施策を推進してまいります。県の人権施策推進計画の令和6年度の進捗状況につきましては以上であります。

○安藤会長

委員の皆様から、事業の説明に対する御質問をよろしくお願いします。

○佐野委員

資料5ページの「学校における人権教育」について、教えていただきたいと思います。特別支援学校では、R7目標は「実施率100%」となっていますが、例えば、知的にハンディキャップがある方々の学校でそういった方々が受講したいという話があった場合、教育委員会から資料はどういったものがありますでしょうか。そして、それに伴い生徒に分かりやすく配慮されている資料となっていますでしょうか。言葉遣いやルビが振られているのかといった配慮がなされた資料となっているのかお伺いしたい。

○教育政策課

ここにあります「人権教育に関する校内研修」は、各学校の人権教育担当者がい

て、その方に県教育委員会教育政策課で、まずは研修を行い、担当の方に校内研修を行っていただくことになります。また、教科では、「人権教育の手引き」という冊子を配付していました。今年度から冊子からチラシに変わりましたが、内容は県のホームページに掲載されております。その中で校内研修で使ってもらう資料やまた、学習例等も載せてあります。

○ヤマモト委員

資料9ページの「子どもをめぐる人権問題」について、「自分には、よいところがある…」という指標ですが、実績というのは、答えた子どもたちの割合を示しているものでしょうか。次の指標の「困っている人がいる時は、手助けをする」と答えた割合も実績なのでしょうか。そうであるのならば、どういった方法でデータを取ったのか気になるところです。「割合」と書いてあるので伺いたい。

○教育政策課

「自分には、よいところがあると答える児童生徒の割合」については、年度内に行っている学校対象調査の中に、学校に対する調査と児童生徒に対する調査を行っており、その結果となっております。

○ヤマモト委員

子どもたちが答えてているということでおよしいですか。

○教育政策課

はい。

○ヤマモト委員

「学校が楽しいと答える児童生徒の割合」も同じ方法でしょうか。

○教育政策課

はい。

○ヤマモト委員

気になるところとしては、最近いわれているいじめの問題は、今年も増加傾向にあることと、「楽しいと思う」児童生徒が80%以上ということを、どのように解釈してよいのかと思ってしまう。楽しいと思っている子、いじめられている子、相関関係がないのかと思ってしまう。

○義務教育課

全て相関関係があるのかということは調べてみないと分からぬところではあります、現在、いじめの調査では、幅広く本人が「いやだ」と感じたとすれば、い

じめであるとして受け取ることで行っていますので、全て相関関係にあるかは難しいと感じています。

○ヤマモト委員

指標の一番下にある「人権同和対策室（人権啓発センター）との関わり・関連機関等」というところで、「人権啓発指導者養成講座」について、「困っている人がいる時は、手助けをする…」では、「外国人にルーツを持つ子ども」の記載があるが、「学校が楽しいと答える児童生徒の割合」では、「外国人にルーツを持つ子ども」の記載がないが、理由がありますか。

○事務局

特に理由はございません。人権啓発指導者養成講座は、県教育委員会との共催でやっておりますが、例えば、今おっしゃった外国人の方への支援とか、そういうしたものも含めて複数の講座で構成していますが、枠数が限られていることもあって、毎年必ず取り上げるというテーマは部分的に限られています。発達障害やヤングケアラーなど、様々なものを取り上げており、テーマを特定して書きにくいのですけれども、書き方が足りず失礼いたしました。

○ヤマモト委員

お願いですが、こういう（外国人にルーツを持つ子ども）外国籍児童生徒が不就学にならないためには、こういう項目も入れるとよいのではないかと思います。

○笹原委員

複数になりますが、最初に進捗評価の総合指標について聞きたいのですが、今年3月に開かれた人権会議でも、同じような発言をしたと思うのですけれども、総合指標の項目が「「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県となっている」と感じる人の割合」という、ちょっと曖昧な表現になっているので、これを向上させるのはなかなか難しそうな気がします。令和2年までのこの指標には、これに加えて「住みよい県である」というのが入っていて、私は研究で調査をしているのですが、数値を見ると恐らく、この「住みよい県である」というところに反応して答えていたものが、「住みよい」が外れたので、「人権意識が生活の中の定着した県である」ということに対しての答えが出ているように思います。同じ質問でも、ずっとパーセンテージが下がっていますけれども、これはどういうことで下がっているのかということをまず伺いたいと思います。

○事務局

笹原委員から、昨年度の第2回の人権会議で総合指標に関して、コメントをいたしました。目標値が高く設定されていて、数値が下がってきており、経年変化を追うという点では変更しにくいと思う一方で、この項目のみで継続するこ

とに危うさを感じていて、この項目を残したままで、データとして得られやすい、もう少し人権意識について、トータルで取れるような質問を入れたらどうかという、そういった旨の御質問をいただいております。この指標につきましては、今御指摘のありましたように、令和2年度のところまで、「住みよい」という4文字が入っておりました。確かに、「住みよい」と、「人権尊重の意識が定着している」という2つの要素が盛り込まれているということで、当時の人権会議でも御意見がありました。それで「住みよい」という一言を外しました。ですので、その影響がどの程度出ているのか、なかなか特定することは難しいのですけれど、単純に考えますと、「住みよい」という要素に引っ張られているといったきらいはあるかと思います。一般的な印象として、静岡県はよく「暮らしやすい」とか「住みよい」というイメージもあって、「住みよい」というところに引っ張られるということはあったのではないかと思います。

一方、「住みよい」は、令和2年度まで含まれていたのですが、それ以降、新型コロナウイルスの感染拡大や、静岡県内の保育の現場において、保育の仕事をされている方の不適切な事案とか、あと私が冒頭で申し上げましたようなインターネットの関連など、人権に関する負のイメージを与えるものがたくさん出てきて、なかなか希望の持てるようなイメージがないということで、数値が下がっていると捉えています。数字の動きについては、特定して申し上げることが難しくて恐縮ですけれども、印象としてはそのように持っております。

○ 笹原委員

ありがとうございます。指標の一つであればいいのですが、総合指標ということで、この評価が静岡県の人権状況について、代表的な数値となっているので、やはり見直した方がいいかなという気はいたします。今の答えにあったように、印象で上がったり下がったりするようなものを指標とするよりは、例えば回答者自身が、人権意識や人権についてどのように考えているか、ということであれば、少なくとも本人の意識がわかりますし、あるいは、親として子どもにどういう教育をしているのかなど、もう少し実態を反映させられるデータを加えるなりして、実質的な人権意識を高めるようなやり方をした方が、前回も発言しましたがいいように思います。調査項目をカットするようなことはできないかもしれません、補うことができる指標を入れた方がよいと思いました。

○ 安藤会長

その点については、第4次改定のことにも関わってきますので、また後で説明をお願いします。

○ 笹原委員

8～9ページで、「女性をめぐる人権問題」ということで、いわゆる「男は仕事、女は家事・育児」という役割分担意識にとらわれないない男性の割合」ということ

になっていて、いわゆる性別や分業については、確かに女性に比べて、男性の方が性別役割分業意識が強かったり、あるいは年代別には年代層が高い方が性別役割分業意識が強かったりっていうことは分かりますが、進歩度合いが余りよろしくない。今後の施策を見ると、あざれあ（静岡県男女共同参画センター）における情報発信や市町関係団体等と連携して広報を実施するということになっています。私があざれあにも少し関係していますけども、あざれあは特に男性に向けてこういう動画発信しているというわけではないので、県民全般に対しては、こういう情報を発信しているとは思いますけど、男性を意識するのであれば、もう少し工夫が必要ではないのかというのが一つです。

11ページのところで、これも何回か出でますが、「子どもたちが学校が楽しいと答える割合」も余りよろしくない。「改善に向けて」を見ると、「人権教育の手引き等の活用」と書いてある。人権意識が上がれば、間接的には子どもたちは楽しいと感じるのかもしれませんけれど、これもやはり指標が学校が楽しいことなので、子どもたちが楽しいと感じる理由や、あるいは楽しいと感じないような理由については、もう少し分析をする必要があるように思います。

15、16ページに人権啓発講座等参加人数の増加ということで、これも今日、御説明がありましたけど、確かにオンラインを利用したアーカイブ配信というのは、受講する側から見ると、どこでも受講できて便利そうには思うのですけれど、ただこういう形をとっても周知しなければ、必ずしも受講者数は増えないので、これを周知するためにどういう努力をする必要があるのかということも検討していただければと思います。

最後に19ページで、先ほど話題になった「インターネットによる人権侵害」についてのところで、スマホルールアドバイザーの養成講座を開催し、受講生の増加を図っているということですけれども、これもやはりどういう形で受講生が増えていくのかということが少しほんわかくないので、どういう形で働きかけていて、受講生の状況であるとか、どういうふうに増やすのかということが、もう少し具体的に分かっただいいのではないかと思いました。以上です。

○安藤会長

いくつかの御指摘がありましたが、御意見という形で次期計画に反映させていくことを検討するということでよろしいでしょうか。

○笹原委員

はい。

○鈴木副会長

資料16ページ（感染症患者等をめぐる人権問題）について、私は魅惑的（エキゾチック）俱楽部にHIV/AIDSの啓発活動が事業に入っているものですから、感じたことを発言させていただきます。私が人権会議の委員になってから、「エイズカ

「ウンセラー派遣回数」という指標は、進捗率がずっと「D」(ゼロ)になっています。平成28年度からは派遣要望がないということなのですけれども、これをもって「感染症患者をめぐる人権問題」が出てくるものですから、どうなのかと思います。もちろん陽性者の方、それから家族の方の精神的な不安定を取り除くということでは、カウンセラーを派遣するというのは良かったと思うのですけれど、最初の平成28年以降、10年以上ですけれど、逆にインターネットが発達して、正しい知識をネット上に上げているエイズに関するNPO、NGOはたくさん生まれています。そういう中でこの指標だけというはどうかなど、突然いろいろ内容を変えるというのは難しいのかと思うのですけれど、このゼロになっているということは違う方法があるのかもしれない、というのもすごく感じています。そして、ここはHIV陽性者の本人たちに関わることですけれど、今やはり正しい知識がないために差別偏見が生まれて、感染者の皆さんや家族を苦しめているという部分もあり、検査機会が増えて、また、HIVが徐々に増えてきているという状況にもありますので、ここについて、私としてはこれだけでよいのかとすごく疑問に思いました。

○安藤会長

今の点についていかがでしょうか。

○感染症対策課

感染症対策課としましては、HIV検査につきましては、医療提供体制の準備だとか、それから人材育成であるとかといったことをやって、あとは先ほど委員からお話をありましたように、そもそも検査件数を増やしていくというような取組をしているところでございます。元々、私どもの課が感染症対策及びエイズに関する医療提供体制を重視するというところで、いろんな施策を組み立てるものですから、人権の計画とどう整合を図っていくのか、どの指標をあてていくのか、例えば相談というように単純に設けてしまうと医療に対する相談も入ってくるものですから、この今回の計画にどう位置づけていくのかにつきましては、いただいた御意見を基に検討させていただければと思っております。

○鈴木副会長

ありがとうございます。

○安藤会長

いろいろな質問がありましたが、いくつか、次期改定版に反映される非常に重要な内容と思っておりますので、今の進捗状況のお話を踏まえて、次の話に移りたいと思います。

今、皆様の御意見を伺って、是非考えていただければということがありました。まず、前回のこの会議の中にもありました総合指標についての文言についての検討というのは、もう一度必要であるということが確認できたということが1点目。あ

わせてそれに関して、いろいろな計画指標が設定されているわけですが、その改善の方向性の検討というのも、もう少しして欲しいということもいくつか御意見があったと思います。もう少し具体的な状況に踏み込んで書かれた方が、一般の方たちにも御理解いただけるというように受け取りました。3つ目には、大前提なのですが、そもそもデータの取り方と分析の仕方という評価の仕方について、少し問題があるのではないかという御意見もありました。目標もその指標と違う形で、単なる目標になっていますので、この指標とか目標を再度検討される必要があるかと思います。今は進捗度で進めていますが、ここも「A、B、C、D」というと非常に冷たい感じがしまして、ただ（エイズカウンセラー派遣回数の進捗度が）「D」でも、（基準値である）34回がちゃんと継続されており、ある意味では定着していると評価できまして、47回には届かなくても、今年度も前年度と同様34回やったということになれば、ここは大いに評価すべきではないかと思います。だからこの「A、B、C、D」と何か整合性がなかなか取れない部分も出てきますので、そのあたりどのように考えるか、そういう意味で、コメントの中でもいいのですが、いわゆるアウトプットの部分とアウトカムの状況をうまく組み合わせた次のコメントの仕方とか、あるいは提示の仕方というのも工夫が必要ではないかということも皆さんから御意見があったと思います。

併せてもう一つ言うと、この具体的手法については、確かにこの計画の中に書かれていますので、どうしても継続的に取らなくてはいけない指標だと思うのですが、一般的には、「A」でずっと成果が上がって継続的に行われているものについては、もう評価しなくてよくて、当然やるべきこととして、特に問題課題になるところを取り上げて、これから取り組まなくてはいけない重点課題、あるいはそうした問題をきちんとクロースアップさせて、もっと啓発という視点から皆さんに協力あるいは意識を高めてもらうものに変えていくということも一つの方法ではないかということを今皆さんのお話を伺って思ったわけです。

この辺りは、第4次改定にもつながる話でございますので、今から第4次改定に議事に移ってもよろしいでしょうか。今年度が現行計画の最終年度となるということが確認できましたので、進捗が順調な分野については、引き続き対応いただきたいことではありますがあが、進捗が思わしくない指標については、該当事業を積極的に改善改革、展開をお願いしたいと思います。

（2）静岡県人権施策推進計画（第4次改定版）の策定について

○安藤会長

続いて2つ目の議事に移りたいと思います。

先ほど、説明にもありましたように、現在の人権施策推進計画の第3次改定版の計画期間が今年度で終了になります。これに伴って次期第4次改定版を策定するために、事務局においてどのように作業が進められていて、どんな形で今やられているかということを、計画の骨子が固まったと聞いておりますので、その辺りの現状

について伺いながら、改めてこれまでの進捗状況と併せて、皆様から御意見を伺いたいと思います。

○事務局

資料2を御覧ください。枝番に分かれておりまして、資料2-1、資料2-2、資料2-3と3面になっておりまして、参照いただきたいと思います。

この資料2-1は計画の概要として、3番の計画改定案の策定作業のポイントについては、資料2-2の表にまとめておりますので、併せて御参考いただきたいと思います。まず、計画期間は令和8~12年度の5年間です。そして、基本理念は現行のものを受け継ぎ、「県民一人ひとりに人権尊重の意識が定着した思いやりあふれる静岡県の実現」といたします。策定方針としては、主に3点ございます。人権教育・啓発に関する国的基本計画、これは平成14年に当初の計画が策定されまして、このたび20数年ぶりに第二次の計画が定められました。これを受け、国の計画のポイントのうち、県が実施する施策として特に関連の深いと考えられる事項を反映させることとします。この点については、次の項目3で申し上げます。

続きまして、現在、第3次の計画ですけれども、計画策定以降、人権に関する法律の整備、社会状況の変化がございました。そういうものも反映させております。そして、県が取り組む大きな目標であります、ウェルビーイングの視点など次期の県総合計画や県行政の各分野別計画との整合性を図ることといたします。そして、3番目、計画策定作業のポイントについてですけれど、先ほど申し上げました国の第二次の基本計画の中で位置づけが変更されたものがあります。この中で国の計画については、資料2-3に、表の左側に国の計画、右側に県の計画の第3次、第4次を並べる形で載せております。国の計画で位置づけが変更されたもののうち、まず、資料2-1にありますような、インターネット上の人権問題があります。このインターネットについては、これまで県の人権施策推進計画の分野別施策の中で課題の一要素として位置づけられていたのですが、このインターネットの問題については各分野の人権問題に関して横断的に関わる問題ということで、国の計画でも各分野に先立って位置づけられています。これを反映する形で、県の計画でも分野別施策の項目の冒頭に位置づけることとします。その他、「複合差別」等もありますが、これは別途申し上げます。

4番目の計画改定に当たっての変更点についてです。こちらは(1)へ記載しましたように、人権に関する法整備、社会状況の変化等、いろいろございます。こういったものを受け、県庁の全部局で構成する県人権施策推進本部の意見やそれぞれの行政分野の意見を反映させることといたします。そして、(2)と(3)は計画の記載の文量に関わる点です。お手元に冊子をお配りしておりますので、そちらも併せて御覧いただきたいと思います。例えば、主要施策に関する記載、例としまして52ページ~54ページまで「(3)主要施策」が続けます。ここには、県の施策を幅広く記載していたのですけれども、第4次計画では、人権教育・人権啓発に直接資するもの、特に関連の深いものに絞ることにいたします。そして、第4章の各分野の人権問題に共通して記載しているものがございます。例えば、49ページで

ど、こちらも高齢者をめぐる人権問題ということで、(1)として、「これまでの取組と現状・課題」とということで、この取扱いにつきましては、(1)に、「ア これまでの取組」が記載されています。次ページの下の方には、「現状と課題」の記載があります。このうち「ア これまでの取組」の記載を、原則として割愛することを考えております。ただし、問題の性格上、これまでの経緯の記載が必要な場合は、「現状と課題」に記載することとします。この記載の文量に関しまして、これまで人権施策推進計画においては、非常に多岐にわたる多くの内容が盛り込まれている反面、読みやすさという面ではやや難がありました。県では、県行政全体の柱となる総合計画がますあり、各部局が所管するそれぞれの行政分野につきましては、例えば、県民生活に関するものや福祉分野に関わるものなど幅広い分野がありますが、それぞれの関係の部局が、私どもで言うところの人権施策推進計画の位置づけと同様に、分野別の計画をそれぞれの部局で所管して作成しております。各分野の詳細な観点については人権に関わるものも含めて、それぞれの分野別計画に盛り込まれております。こうした点もありますので、人権の計画においては、人権に特に関わりの深い内容を取り上げつつ、読みやすさという点から簡素な構成にしたいと考えております。

この簡素な構成という点で補足しますと、少々細かい例ですけれども、例えば、現行の計画の中で記載されております。法律名称については、正式名称とそれに加えまして通称名も両方併記されているのですが、正式名称は非常に長いものが多いと考えられますことから、新聞等に記載されているのは一般的には通称名で書かれていることが多く、県民の皆様も通称名の方が馴染みがあるだろうということもありまして、通称名で記載することにします。そして、法律が施行された年や、出来事が起きた年を表す、例えば「平成〇年」といった表記は、現行の冊子ですと、西暦と和暦を併記しております。これを、国連の動きなど国際的な動き、国際的な事柄を除きまして、原則として和暦で記載することとします。例えば法律ですと、法律の書き方も、国における法律の名称も、例えば「令和6年〇号」のように和暦を使っておりませんので、こうした点で年数も原則和暦にしたいと思います。

続きまして、資料2－3を御覧ください。国の計画の変更点のうち、県の計画に反映させたいものと考えておりますものについて申し上げます。第1章が「はじめに」、そして、第2章が「第一次計画策定後の…」と書かれています。このうち(1)にある人権教育のための国連10年の終了に伴って2004年に人権教育のための世界計画の実施が決定されています。この世界計画は、5年ごとにフェーズや行動計画を策定することになっておりまして、現在は子どもと若者に焦点を当てた2025年～2029年の第5次のフェーズが展開されております。この点につきましては、この期間の2(1)の世界計画というところから、点線の矢印が左から伸びておりますが、第1章の計画の改定の背景に、国の第二次基本計画が策定されたことと併せて追記したいと思います。

続きまして、いわゆる「複合差別」についてです。国計画の第2章の(3)で、「いわゆる複合差別」と書いてありますが、これは特定の個人の方に複数の属性が

重複することでより深刻な差別を受けることがあるということで、様々な属性の人々についての正しい理解を広めて、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資する人権教育や啓発が求められるとされています。この点については、県の分野別施策の推進の冒頭にこれを追記したいと考えます。そして、先ほど、少し触れましたけれども、インターネットに関するものです。国計画では、第5章の2の(1)のところで、先ほど申し上げましたとおり、これまで分野別課題の一つの要素として位置づけられておりました。この問題はそれぞれの分野の人権問題に横断的に関わるものとして、国の計画でも各分野の課題に先立って冒頭に位置づけられております。これを受け、県の計画でも複合差別と同様に分野別施策の項目の冒頭に位置づけることにしたいと思います。

そして、表の中央には、国計画の第5章の2の「(2) 各人権課題に対する取組」ということで、各問題が列挙されています。そのうち、「ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の項目が追記されております。県の計画では、当初から外国人に関する分野ということで記載がありましたが、ネット上のヘイトスピーチなどの対応の多様化についても記載することとしております。

もう一つが、「コ ハンセン病の患者等」に関する項目です。これも国で独立項目として定義されたことを受けて、県の計画におきましても、この国の計画のすぐ右側にございます「7 感染症患者等」の中に今までハンセン病に関わる項目があつたのですが、ここから独立させることといたします。

そして、もう一つ、「セ 性的マイノリティ」についても追加されています。県では第3次で、項目の「10」として「性的指向・性自認」の項目に（L G B T）理解促進法等について追記することといたします。主な追加の項目については以上でございます。

人権施策の総合指標に関しては、この項目は県の総合計画の中にも位置づけられている指標ですが、県民の人権にまつわる状況を捉えるものとして、内容としては引き続きこの項目を維持していきたいと考えております。そして、目標値につきましても、50%を維持したいと考えております。

先ほど、笹原委員から、こういった項目について前回の人権会議の中でもありましたものの関連として御発言がありました。前回、データとして得られやすい、もう少し人権についてトータルで問えるような質問を入れた方がよいという御意見がありました。この質問を入れることによって指標に結びつくというものでけれども、人権にまつわる意識ということで、確かに、自分は人権意識がどのくらい定着しているか、というものとして捉えるという質問も考えられます。ただ、ここは若干技術的なことになって大変恐縮ですけれど、総合指標、各指標、それぞれ各部局に共通していえると思うのですけれども、こちらは広報部門が毎年度実施しております県政世論調査において確認しておりますが、全序的に各部局からの質問項目を探り入れる都合上、全体の質問数はどうしても制約が出てしまいます。例えば、トータルで問えるようなところで、比較的、私どものところで調整しやすい調査は、私どもが実施しております「人権問題に関する県民意識調査」がございま

して、これは5年ごとに行っております。昨年度実施したばかりなので次回はかなり先になってしまいますが、県民の人々の意識については、そちらの方で伺いたいと考えております。この指標に戻りまして、指標の数値ですけれども、平成30年度、令和2年度には、50%に一旦迫っているのですけれども、冒頭申し上げましたとおり、それ以外の年度は、概ね30%台というところで推移しております。社会環境の変化が大変著しく、人権を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。まずは、県民の方の2人に1人以上の方に「静岡県が人権尊重の意識が定着している」と感じてもらえるようにしたいと考えております。

令和2年度までの「住みよい」という語句を外したという事情がありましたが、もう一つ前回お話がありました「生活の中に」とあります、この「生活の中に」というのは、これ自体は意識を伺う上で意義のあるものであると考えております。「生活の中に」とすることで、個人の中で思っているということだけでなく、「生活の中に」とすることで幅広く考えられます。例として、家庭内もそうですし、お勤めの方であれば、会社とか団体もありますし、教育を受けている方であれば学校現場もあります。それから、そういうこと以外にも日々の生活の中で地域における活動をしている方であれば、地域の町内会というものもあります。こうした様々な生活の広い場面、それぞれの人が属するそれぞれの場面で人権尊重の意識が定着しているということを、県は目指して各部局が人権に関わる施策を進めているところでありますので、こういった指標自体を意義のあるものと考えております。なかなか目標達成に至るということが、厳しいところがあります。この数値目標を上げるということも考えられなくはないのですけれども、先ほど申し上げましたように、まだ上げられるような状況には少し早いということで考えておりますので、引き続き「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」ということとし、目標値としては50%を維持してまいりたいと思います。以上でございます。

○安藤会長

それでは、ここからは各委員から、今御説明を聞いて感じたことや気づいたことなど御意見いただければと思います

○灰谷委員

私は子どもの分野の担当をしているので、子どもの内容で気になった所というか、少し盛り込んでいただけるのであれば、といった点をお伝えしたいと思います。

「子どもをめぐる人権問題」の現状と課題というところに、先ほど児童虐待死はゼロということで、それは日頃の皆様の支援の成果が上がっていると思うのですが、それでもやはり、虐待を受けている子どもが減っていない状態にあるので、できればその虐待が発生する前の予防という段階の取組として、今、国でも子どもの声を聞くというところも力を入れているので、そういった部分も人権を守るという意味合いで入れていただけたらよいと感じたところです。

○松田委員

私は、インターネットの安全利用の啓発活動を長年やっております。今回、「インターネット上の人権問題」が横断的な問題として、各分野の冒頭に位置づけが整理されたということで、活動者としては大変あるべき姿に近づいている気がして、素晴らしいと思っております。自分の活動と重ね合わせてお話をさせていただきますと、私たちの活動でこちらに掲載されたものでは、スマホルールアドバイザー養成講座を担当させていただいているのですけれども、昨年は受講者が若干減りましたけれど、今年度は増えております。それは大変喜ばしいことで、なぜ増えたかと考えると、特にPTAの役員さんにお声掛けをして、半分動員のようなお願いの形で来ていただいている方もいます。あとは、警察官OBの方にもお声掛けをして参加していただいている方もいます。来ていただいて内容を聞いてもらうと活動の中身が分かり、自分たちが周りに声をかけて広めていこうとするアンケート結果もいただいていまして、参加する動機がとても大事だと感じております。

各項目で講師を養成したり、講座を開催して参加者を増やして指標につながっていくということで、各分野、皆様、努力されていることだと思います。そういう点では私の活動も一緒だと思うのですけれど、例えば、学校でしたら、子どもたちをいっぺんに集めることができるので、一定の話を一斉にすることができますけれども、難しいのは保護者の方を集めることです。一般の方に向けて、地域交流センター等で講座を開催するときに集客が難しいというのが昔からの課題です。インターネットの問題は割と身近で、誰しもモヤモヤと感じるものはあるのですが、実際、足を運ぶところまではなかなか至りません。そんなことを長く続けていて、有難いと思うのは、例えば、交流センター等で実施するときには、企画担当になった方が、日頃交流センターに足を運んでいる方に、「今度こういう講座があるんだよ、来て来て」と中身を説明して、チラシを手渡して、熱心に誘ってくださるんですね。そうしたら、その方が「なんとなく来たんだけど、難しそうじゃない?」と言うと、「そんなことないよ、来て来て」と言って声掛けしていくことから広がると感じると、企画してチラシを作って窓口においておしまい、ではなくて、そこからもう一言、チラシを手渡して一言かけることこそが啓発なのではないかと感じます。

同じように学校でも、昨日も報道されていましたが、インターネットを使つたいじめ問題が残念ながら増えているような状態で、学校もこの保護者に聞いてほしいから企画したという方が当日いらっしゃらなかつたりして、非常に残念だということが過去何度もありましたが、個別面談とか、学級懇談会のような場で来てほしい方に熱心に先生が声をかけて、「お忙しいと思いますけど、是非学校に足を運んでください」とお願いすると、先ほど言ったような例もありますけど、企画してチラシ作って窓口に置いて終わりではなくて、もう一步啓発を広げてほしいです。ある意味では、インターネットでアーカイブ配信でもいいんですけど、やっぱり地域のつながりですとか、声をもう一言かけていただけるのがとっても大事なのではないかと思いました。

○松本委員

元中学校教師としての経験を含めての話になると思います。まず、推進計画の進捗状況についてですが、例えば、自分が学校にいた時、学校評価を児童生徒にとっている。そういう中で85%、90%近い生徒たちが「学校楽しい」と言ってくれると教員は本当に嬉しいんです。更にこれを高めようと思うのですが、本当に些細なことでその数値は変わってしまいます。例えばコロナ禍の時は、私は学校から離れていましたが、後輩の先生方に「どうだった?」と聞いたら、「学校は楽しい」と答えた率がかなり下がったというんですね。それはコロナ禍で体育大会ができなくなったり、あるいは、音楽発表会ができなくなった、修学旅行に行けなくなった、ということで下がってしまった。それでも、80%を超えていれば、学校としてはすごく頑張った、子どもたちにとって学びやすい環境ができていたのではないかといえると思うのです。でも、進捗評価だとマイナスで「D」がついてしまう。先ほどもあつたとおり、実数と比較して、人々、上げていかないとならない部分と、高かつたけど今回大きく下がってしまって、何とかしなければならない部分と、そういうところをクローズアップしてやっていくことが大事ではないかと思います。

それから、隣保館館長として2箇所に関わってきたのですが、奇しくも両者で同じようなことを高齢の方から言われたのですが、「新館長が来たんですけど、張り切って、同和同和ってあまり騒がないでほしい」と言われました。その理由としては、「今、私たちはようやく後ろ指を指されないで安心して暮らせるような社会になってきている。だから、このままいかせてほしい」と。ちょうど部落差別解消推進法ができた時に館長をやっていたものですから、関係団体からは「是非これをPRして勉強会・学習会を開いてほしい」という声もあった一方、地元の方たちは、「ポスター貼るのはやむを得ないが、積極的にやらないでほしい」と言されました。なぜかと聞いた時に、そういうお答えがあった。その人たちの声を聞いた時、心に本当にいまされるものがあった。本当に辛い思いをされてきて、本当はもっとオープンにいきたいんだろうけど、今、安心して暮らしている。後ろ指を指されずに暮らせるようになっただけでも有難いと思っている。本当に当事者の方たちの想いだと分かる。これは全員の方ではないと思いますが、いまだに何かあると相手側を非難して、勝手に謝罪をさせる、そういうところまで求める方もいらっしゃると思うのですが、多くの方々は、そういうふうになってきているのではないかと思います。

それから、同和の問題で差別する人も、強く恨む人も、差別されたことを非常に辛く思っている人も80代以上の方になってきていると思います。それ以下の方たちは、お話をみると、小学校から、もっと言うと幼稚園とか保育園から同じ所からずっと暮らしてきたので、「全然関係ない、同じ仲間でやってきたので全然関係ないし、もう俺たちの頃は意識しないよね。」、仲良く一緒に自治会の活動とかやられているのを見ると、少しずつ解消されてきている、でも心理的な面は残っているのかと思います。同和の問題などは、学校教育の中で差別は教えていないと思うですね。やはり、家庭教育とか社会の教育が、そういう事態を招いたと思いますので、差別自体をどうしていったらよいのか、同和に限らず、人権問題はまだ増えて

いくと思うのです。そういう問題に対して、学校教育の中で扱うのはすごく大変だと、自分も当事者だったので、本当に分かっています。でも、正しくこれはこういうことなんだよと理解を、どこからやっていくのかは難しいですが、小学校、中学校、高校あたりで繰り返し、発達段階に応じたレベルで扱うのが正しい認識を育てて、家庭内において、間違った差別意識を持つことのないように子どもたちに伝えることで、なくなっていくのではないかと感じています。

それから、私は島田市の社会教育委員をやっていたとき、家庭教育のあり方ということで、市の教育委員に答申を上げるところで、4、5年かけて検討したのですが、その中で感じたのは、保護者の方にそういう発達段階に応じた教育の機会がまだ足りていないのではないか、今いろいろなことやっていると思うのですが、乳幼児、小学校、中学校とやっていく機会を増やしていくかないと。これだけ複雑な社会になると、保護者の方も混乱すると思うし、何していいか分からなさいます。場を持っているだけで解決するとは思いませんが、何も無しよりはそれで救われて口コミでもいいから広まっていくことで助かる子どももいるのではないかと思います。間違った認識で児童虐待等も起こっているとニュースで聞くと、本当に取り組んでいく必要があるのではないかと、その時に感じました。中学校の担当だったので、中・高校生の家庭教育のあり方を担当しまして、一生懸命勉強する中で、私の教え子たちだった人がちょうど今、中高校生の親になっているものですから、困っていることはないかななんて、迷惑だけど飛び込みで聞いて回ったり、あるいは保護者さんたちに聞いて回ったりすると、多くの答えが「思春期＝反抗期」と言われて、「反抗期だから、反抗期だから」と言い方をされたのですが、確かに、現れとすると、思春期になると反抗が多くなるから反抗期といわれるのであって、「思春期＝反抗期」ではないと思っています。

思春期というのを正しく、こういうものだと伝える機会があれば、お子さんたちに接する方向性も変わってくるのではないかということで、自分も担当したとの思いがあります。そんなことで是非考えてほしいと思います。私学振興課の方も今日は来ています。義務教育課だけではなく、私学振興課の方にも是非、各私学で個々の教育というか、人権問題について取り組む用意をしていただけすると、より県下を挙げて良い方向に進むのではないかと感じております。

○山本委員

障害の分野から参加させていただいております。まずは、この委員会に参加させてもらっていることで県がどのような取組をしているかということを見させていただいて、こんなことやってらっしゃるなということが分かって有り難いのと、自分が委員でなければ人権について県が何をやっているのかということを多分理解していないし、何も分からない。私の感覚で言えば、静岡県民は穏やかで優しい人が多いと思うのですけれども、その分、逆に主張は少なくて素通りしてしまうケースも多いと思います。自発的に動くというのは少し苦手なのではないかと思います。こういう取組で啓発活動をするのはよいと思うのですけれど、比較的興味があった

り、こういうことに関心があると参加しようと思う反面、人権意識が余りなければ、こういうところのシンポジウムや講演会に参加しないのではないかと思うのです。だから、「県民一人ひとりに」ということであるならば、もっと目につく方法とか、耳に入る方法、静岡県で動いていれば自然にそういうことが入ってきてしまうようにした方が良いのではないか。例えば、大阪とかに行くと、割と世話を焼いてくれる人がいたり、電車に乗っても大阪メトロとかに乗ると、「痴漢は犯罪行為です。そのような迷惑行為を見かけられたら、すぐに乗務員にお知らせください。」というように、どんどん周知しているんです。だから、そういう注意喚起とか、あと電車の駅なんかにも、「福祉に積極的に取り組む都市です」とか、ことあるごとに見ようと思わなくても目には入ってきてしまうとか、耳に入ってきてしまうとか、人に迷惑をかけてはいけないということが自然と摺り込まれるような、人の役に立ちましょう、困っている人がいたら助けましょうというのが、もっともっと街にあってもよいのではないかという感じがします。

例えば、民間企業さんでも、エレベーター3基のうち1基はベビーカーとか車椅子の方が優先ですよ、そういう方にお譲りくださいというのは、民間では当たり前にやっていますけど、行政からも勧めてもらったり、静岡県からも民間企業にお願いしてやっていただいたらいいのかなと思います。県が最近、財政がなかなか大変というのは聞いています。去年、もくせい会館のシンポジウムで登壇させてもらった時も、ステージに上がるためのスロープがなかったりとか、そういうのが現実にあるんですね。それが10万円、20万円のスロープが付けられないのであるならば、民間企業にもいろいろ御協力いただいて、どこの企業さんがそれを寄贈していただいたのか、そういうのが見える形でお願いしていただいたら、協力していただけるのではないか。清水なんかは、IAIさんが障害者スポーツに力を入れていて、グランドや体育館を作って、障害者スポーツを推進しています。そういう企業さんが宣伝に使えるように、行政と民間の企業さんがタッグを組んで、お金は企業さんに出してもらって名前を付けてもらって、あの企業さんが貢献してくれているんだということを推し進めてくれるような取組をされたらよいのではないかと思います。

○ヤマモト委員

外国人項目について、意見を出させていただきます。第3次改定版を見ていますと、外国人住民、県民の人権問題について、外国人向けの「やさしい日本語」を使うとか、それを普及するとかは書かれているのですが、これはどの程度のものかというのは少し疑問に思うところなんです。手続上、市役所や役場に行ったときは「やさしい日本語」で対応するというレベルの話なのか、本当に必要に応じた「やさしい日本語」を使っているのか、ニーズに合ったところに「やさしい日本語」になっているのかというのが一つ思ったところです。

何を言いたいのかというと、人権啓発というところで、いろいろな資料などを作成されていると思いますが、外国籍の方々はどの程度アクセスできているのかというのが一つ思うところです。「やさしい日本語」になっているのか、場合によっては

外国語になっているのかということ。啓発を促す又は意識を高めるというところでは、やはりそれは双方だと思うんです。方や、企業さんだったら、企業だけがそういう講演会に参加すればよいという話ではないと思います。やはり、もう一人の当事者である、例えば外国人だったら、外国籍の方々も参加できるような工夫も必要なのではないかと思います。もう一点なのですが、外国人というと大括りにされているところもあると思うのですが、あえて在留という言葉を使わないのは、なぜなのでしょうかっていうことです。外国人というのは、短期滞在者、観光で来られる方が最近多く、いろいろな問題も発生していると思うのですが、それとここで使う外国人というのが同じものかというと、違うものだと思うのです。そこは区別せずに外国人と一括りにされると問題になるのは、言葉の問題、文化的な背景の問題。こちらの推進計画書にも書いてありますけど、外国籍の方々は生活者でもあるという文言が入っていますので、恐らく言葉に限定する問題ばかりではないと思うのです。そこをどういうふうに他の項目にも取り入れられるのかというのが、毎回毎回ということで、またかと思われるかもしれないけど、外国籍の方々には言葉以外にも、恐らく外国籍であるからこそ、他の方々は感じない問題もあると思うのです。それをどのように反映できるのかについては、検討の余地があるのではないかと思います。

○根本委員

この数年間、人権をめぐっては良い傾向もあれば、いろいろな傾向もあり、本当は良い傾向について話をした方が良いかと思いますが、気になっていることを申し上げたいと思います。全国知事会で、本県の鈴木知事も中心になったと聞いていますが、国が排外主義に陥ることがないようにという非常に全うな意見書が集められたと聞いて、非常に尊敬の念というか、安心しました。驚いたのはそれに対して、一部の県民から、県のしかるべきセクションに、それはよろしくない、外国人はセカンド、サードでいいんだという、苦情・批判が結構来たということです。申し上げたいことは、人権が尊重される静岡県になるということは、やはりいろいろな機微に関わる、関係者も多い人権問題を扱っていくうちには、バックラッシュというのか、反動も予想されると思うのですが、県庁の皆さんにはそういうことにひるむことなく、人権が尊重される静岡県に向けて尽力していただければと思っております。

○成岡委員

何人かの委員の方からお話が出ましたが、我々はこの場に関わる者として出ていて、当事者の方もいらっしゃるし、当事者と御家族の方もいらっしゃる。なかなか、当事者に届く表現で、例えば推進計画にしても、本当に誰もが分かるようなものにはなっていないというか、なり得ないと思うのです。多くの施策もあるし、入れなければならないこともある。ただやはり、静岡県が人権尊重の意識が根付いた県を目指しているんだというところでは、こういう第4次推進計画を作るときに、もう少し分かりやすくコンパクトになるというお話ですので、例えばそこに付くリーフ

レットとかポスターなどが、障害のある方でも、外国の方でも、子どもさんでも分かるような表現で伝わるような内容のものができると、すごくよいのではないかと思います。

コロナ禍の時には、静岡県で「ストップ！コロナ誹謗中傷」というのを出していただいたことが、介護保険事業所をやっている者としては、すごく助かりました。あれで、怖くないんだってことで私たちも自信を持って進むことができたので、もう少し発信をという御発言もありましたけど、そういうものを補足的に作っていただくとよいのではないかと思います。表現も誰もが分かる、なるべく分かる内容で書く努力も必要かと思います。もう一点、前々回申し上げたのですけど、高齢者ることは、計画に載っていることはこのままの継続でよろしいかと思います。一つ進捗でいうと「C」になった身体拘束廃止の宣言が95%くらいになっているし、これは高止まりになってますが、これは続けていただきたい。やはり、拘束をしているのは死につながることなので、そこは絶対100%にしていきたいと我々は思っていることなので、お願いしたいというところ。恐らく介護保険施設等というと、特別養護老人ホームや老人保健施設など、比較的大きい団体さんのところは網羅されていると思うんですけど、そうじやない民間の方たちが悪いわけではないんですけど、小さな施設も多いですし、施設に括られない住宅という名の実態は施設という所もあり、私たちもお聞きするのですが、結構内容がよろしくないと見聞きするものですから、対象施設を広げていただけると安心かと思っております。

○洞江委員

法律側の立場から感想を申しますと、次期の人権施策推進計画、簡素な構成という中で、一つは、法律の名称を正式名称ではなく通称を、むしろ正式名称というのは、我々でも余り普段使わないような長い長い名称もありますので、通称でやっていくのが一番分かりやすくてよいと。西暦を取るか、和暦を取るかというところで、併用式で和暦でカッコして西暦を書かれてるという形のやり方、簡素なやり方で和暦を一本化してというところなんですが、我々も裁判の中で弁護士によっては西暦しか使わないという西暦を基本にする、そういう方針の中で、西暦だけで書面を出す方もいる。基本的には和暦を前提で役所には出すと思うんですけど、事案の中で西暦と和暦がごちゃごちゃ出てくると、非常に分かりにくくて、特に西暦の何年から何年というのが、元号をまたいでも分かるのですが、日本人は基本的に和暦の中で生活して育っていて、和暦がいろいろな事象の前提として意識づけられているので、和暦だけでいつ何があったかって分かる。それが西暦とごっちゃになると非常に分かりにくいので、多少の文章の長さで問題なければ、基本的には西暦にされた方が、特に外国の方も対象としているのであれば、西暦は並列した方がよろしいのではないかという意見です。

あと中身として、今回は、先ほど御説明があった第4章の推進方策の最初に、複合差別とインターネット上の人権侵害というところを持ってきて、私もインターネット上の問題は人権活動の中で今、本当に重要な時期に来ていると思います。少し

前までは、人権意識が薄いとか人権意識が余りない人、そういう比較的乏しいところから人権尊重や人権擁護を啓発して上げていこうという運動だったと思います。知らなかつたという話で、こういうことを気をつけましょう、こういうことを意識しましょうという運動は比較的やりやすいですが、最近は、インターネット上の人権侵害というのは、基本的に人権侵害と本人が思っていないというか、外国人差別や障害者に対する差別などということ自体も、インターネット上でいろいろなニュースなどのフェイク情報が入ったり、ある種の洗脳が氾濫しているという事態がある。基本的に人権意識が薄いんじやなくて、人権侵害になるようなことが悪くないんだというような意識づけをするようなネット情報もある。最近の若い人、学生なども生活上の情報はスマホですね。情報は全部スマホから取っている。若い人は新聞をとらないし、地上波のニュースも見ない。信頼できる情報をどれだけ得られているのか、非常に心配になっている。そこに歪んだ人権意識が根づき始めている部分があり、そういうものがどんどん強くなっていく傾向にあると思います。インターネットに対するそういうフェイク情報や洗脳に対しても、むしろ人権意識をどうやって啓発していくのか、本来の正しい認識をどうやって知ってもらうのかというのが非常に重要な時代になってきていると思います。有効な手段があるのかということは非常に難しいとは思っていますが、是非そのことについても重視していくことで進めてもらいたいと思います。

○佐野委員

今までの委員の方々の御意見、お一人ひとりの内容が本当にそうそうと思って聞いておりました。私の言いたいことは皆さんおっしゃってくれたので、私は第4次改定版の内容について意見させていただきます。

本当にそもそもっていうところからですけど、こうした冊子、どこの県も市も町もそうなんんですけど、計画が作られると、必ずそれは市民なり、県民に周知するために、こうした冊子が作られます。それはとても有難いし、これだけのものを作るのも、その労力と内容を精査すること。本当に大変だと実感するところが多々あります。ですけれども、その目的が皆さんに周知して分かっていただきたい、例えば、人権意識を静岡県民の皆さん全ての人たちに分かっていただきたい、成果の数値を上げていく、それがともすると目標になりがちなのですが、数値とか、ABC評価などがさほど正確ではないということは皆さん承知で見て御覧になっているので、正確ではないなんて、調査している方に失礼かもしれないのですが、先ほど出てきた「学校は楽しいですか」という質問があって、高校生は楽しい、だけど、小中学生はそういう楽しいという数値が低くなってしまう。でも、そこはどうして?という考えが物差し、いわゆる分析が中に入ってくると、なるほどと、もっと興味が湧くし、だからこうしていかなければいけないという意識も持てるような気がするんです。その分析の部分が割と少ないというイメージがあります。今の事例でいうと、では高校生は成長しているからそういう意識も育っているし、学びの積み重ねも高校生くらいになればある、だからこういうふうにして、自分でも

楽しめるようになってきてるから、楽しいって思うのか、でも、小中学生はそこまでいってないというレベルで終わってしまいがちなんんですけど、私はそうではなくて、小中学校は義務教育で、決められた学区のところに行って、そこにマッチングできなかつたら、ずっと6年間辛いよね、などとそういうことをずっと考えてしまいます。だったら、今教育のインクルーシブも話題になってますが、教育をどうしていくかという内容だけではなくて、教育の場所、環境整備、それをどうしていったらいいかというそこまでひっくるめて考えて、この中に落とし込んでいくという見方。そういうものがもっと深くやっていくと、これはもっともっと読み甲斐があるものになっていくと思いました。

あとは、第3次計画を見ていて、親切だと思ったのは、先ほども出てきましたが、長い法律の名称が略して書かれているっていうのは、ページ数を減らす意味もあるでしょうが、それは仕方のないという部分もあります。でも、私たちが知りたいと教科書的に見たときに、本当は何でいうのかというとき、新しい名称だと特にそうなのですが、正式名称を知りたい。計画冊子の巻末に用語の解説が書かれていて、とてもよいと思いますので、これは続けてもらいたいと思います。西暦と和暦、それも私も賛成です、両方やっていただきたい。「え、そんなこと」と思う人もいるかもしれません、親切心なんです。親切心というのも優しさ、それはこういう中に必要だよね。両方書いてあると、どちらかが分かれば理解できますよね。一つだけだと理解できない人、理解できないというか難しいと思ってしまう人もいる。だから、こういうものを作るとき、全ての人のことを考えるのは難しいかもしれないけど、誰が読むかというときに一番分かりづらい感覚を持っている方を中心にしてやっていくとみんなが分かっていくというのがあるので。先ほども言いましたが、難しい言葉は優しく、読んでいて、分かって、しかも静岡県民として人権の意識をどういうふうに持てばよいのか、子どもにどういうふうに育ってほしいのかというのが分かっていく。そういう冊子になれば、私は嬉しいと思います。

○笹原委員

私もやはり和暦のみというのは非常に分かりにくくて、特に政府や自治体の文書って和暦が多いんですけど、世界の動きと一緒に合わせていくときに西暦が書かれていないと一覧表と付き合せながら見たりしています。西暦を併記しないと動きが分からないので、是非併記していただきたいと思います。世界の方は西暦のみで良いと思います。もし和暦を短く表記するのであれば、令和とか平成というような漢字を使うと長くなるので、「H」で平成、「R」で令和のように短くするなどして是非併記をお願いしたいです。

第3次から第4次へということで、改めて国の基本計画改定の方も読ませていただいたのですけれど、静岡県は非常によくできていると安心いたしました。今回資料2-3で御報告いただいた、一番左側のところが国の第二次が出ていますが、例えば私の専門のジェンダーのあたりで言うと「性的マイノリティの人々」と書いてあって、また、感染病の患者とハンセン病患者と書かれていて、被差別者が誰なの

かつていうことの観点から書かれていますが、県の計画ではそういう形ではなくて、例えば、「性的志向・性自認をめぐる人権問題」、「ハンセン病患者等をめぐる人権問題」というように「～をめぐる人権問題」と書かれていて、非常に正しいと思いました。差別は被差別者の問題ではなく差別する方の問題なので、やはりこのように「めぐる」というふうにきちんと位置づけてくださるのが非常に良いと思いますし、全体的に少し文章量を減らして、読みやすくするというような方向も、私たちが手にとって持ち運ぶときに少し軽く、読みやすいものになっているということで非常に素晴らしいと思います。

ジェンダー、女性のあたりのことと言ふと、実は国の計画の方が早くできているので、マイノリティ関連の記述については、今回、初めて入ってきたわけですが、性的指向・性自認に関わることについては先ほどあったように、当事者の問題というよりはむしろ当事者以外の人がいかに差別の問題に関わっていくのかが重要ですし、最近はセクシャルマイノリティの総称である「L G B T Q」などという以外に「S O G I」という言い方をするようになっていて、性的指向はマイノリティだけではなく全ての人に関わる問題と指摘されるようになっています。性自認も同様ですけど、そういう認識があるので、是非一番新しい知見を入れていただきたい。前回も発言しましたが、今、WHOでは「性同一性障害」はもう疾病ではないという位置づけになっていまして、日本の法整備が遅れていると思いますが、是非最新の知見は入れて記述していただければよろしいかと思います。

あとはインターネットが入ったのは当然ですが、今、時流ですと、生成A Iの問題が非常に大きくなっていて、特に生成A Iによる画像ですね。子どもたちも含めて、性的な画像の生成問題とか、児童ポルノの画像を観ていて逮捕されたような問題もあり、あるいは、本県においても教諭がわいせつ画像を実際に盗撮したりするなどの問題も生じています。場合によると今度は盗撮だけではなくて生成の問題も生じてくるような状況ですので、なかなか今議論の最中で難しいところではあると思いますけれど、個人の権利、人権ということ関わらせて、生成A Iについても取り上げていただけると嬉しいというところです。

○鈴木副会長

皆さんがお話ししてくださったことなんんですけど、私は和暦と西暦が少しひっかかるついて、いまだに令和3年が2000何年なのか、私もスマホの中に一覧表があってそれを見ています。ですので、どんな方にも分かるような形がよいと思いますので、先ほどおっしゃっていたアルファベットを使って少し短くすることであれば皆さん分かるのではないかなと思いました。

それから、こういう人権施策推進計画を見る人は、本当に少ないと思うのです。県民の中で本当は小学生は小学生なりの、私たちが住んでいる県はこういうことを考えているよ、ということが分かるようなものがあればよいと思うし、若者は若者なりのものがあってよいと思うのですが、それを手に取って見てくれる若者や、大人もそうですけど、関心がある人がほとんどだと思うんですよね。でも、無関心で

いる人も多いので、その無関心な人にどうやって関心を持ってもらうかということが大切だと思います。県がこういう方向で進むということが分かったら、例えば私たちのようなNPO法人は、「じゃあ、私たちができることは何だろう」と考えていくと思います。

この推進計画には県のこれをやろうっていう意気込みが詰まっていると思うのですけれども、ここから市民協同の「協同」というか、県民が企業とかNPO、NGOが、行政と一緒にやって計画を進めていくということが分かるとよいと感じました。

○安藤会長

皆様、どうもありがとうございました。大変多岐にわたる観点から非常に重要な指摘がいくつかございましたので、是非、第4次改定に反映していくように県で改めて検討していただきたいと思います。私から敢えてまとめはここではさせていただけません。というのも、それぞれの観点で御説明されていますので、それぞれの部署で吟味していただきますが、この資料2－1の裏の6番のところに、この計画策定のロードマップが示されておりまして、今日皆さんからいただいた人権会議第1回の御意見等は、今後は推進本部の幹事会ですとか、あるいは本部会で報告されて、最終的に第2回の人権会議の中で確認しながら、公表されるというロードマップになっていますので、そうした形で今日の皆様の御意見が言いつ放しにならないという、そういう保証をロードマップでされていると捉えていただいて、是非、県の方で頑張って取り組んでいただきたいと思います。ただ、大事なのは、やはりいかに知るか、あるいはちゃんと分かるか、それが生き方にちゃんとつながるかっていう、「知る・分かる・生きる」というプロセスは、皆さん異口同音でいろいろな形で述べられていましたので、そのあたりは周知も含めていろいろな工夫をお願いしたいと思います。議論は尽きませんが、時間の都合もございますので、これをもちまして議事2を終了したいと思います。